

< 普通預金 > 商品概要説明書

青木信用金庫

平成24年8月1日現在

1. 商品名	普通預金
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人の方)
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	随時預け入れできます。
預入金額	1円以上
預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しできます。
6. 利息	
適用利率	変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計算方法	付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none">個人の方のお利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)法人は総合課税となります。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none">総合口座のお取扱い 個人の方は総合口座へお預け入れになりますと、最高200万円(ただし、担保定期預金合計額の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) なお、定期積金も総合口座の担保とすることができますが、この場合の貸越利率については、担保定期積金の約定年利回りに1.0%を上乗せした利率とします。マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。この預金は、「普通預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預金保険について	<ul style="list-style-type: none">預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)